

## 請負契約約款

第一条 注文者及び請負人（楽天コミュニケーションズ株式会社）は、お互いにより合意された表記（以下単に「表記」という。）の内容及び本約款に基づき、業務委託契約（以下「本契約」という。）を履行する。

2 委託業務（次条に定義する。）の詳細、成果物（第二条に定める。）、履行期（第三条に定義する。）、作業場所、委託料（第五条に定義する。）、支払期日、建設業法の適用がある場合は同法第十九条第一項に記載の事項その他本件業務の遂行に必要な事項は、表記に記載する。

2 表記の内容と本約款の内容とが異なるときは、表記の内容が優先する。

第二条 請負人は、表記に定める履行期（以下単に「履行期」という。）までに、表記に定める業務（以下「委託業務」という。）を完成するとともに、委託業務の目的物（以下「成果物」という。）の引渡しを要しないときを除き成果物を注文者に引き渡さなければならない。なお、請負人は、注文者に対して、ソースコードを納入する義務を負わないものとする。

第三条 請負人は、委託業務の実施にあたり、責任者（以下「実施責任者」という。）を定め、注文者に対して通知するものとする。

2 実施責任者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 委託業務に従事する者に対する指示及び管理
- 二 次条第一項に規定する担当責任者に対する報告及び通知
- 三 第十条第一項に規定する秘密情報（その複製物を含む。）の管理
- 四 前各号に定めるもののほか、委託業務に関する事項

3 請負人は、実施責任者を変更する場合には、注文者に対して通知するものとする。

第四条 注文者は、委託業務に関して、責任者（以下「担当責任者」という。）を定め、請負人に対して通知するものとする。

2 担当責任者は、次の各号に掲げる事項を行い、その責任を負うものとする。

- 一 委託業務に関する工程の総合調整
- 二 実施責任者に対する指示
- 三 実施責任者からの報告の確認及び実施責任者に対する通知
- 四 第十条第一項に規定する秘密情報（その複製物を含む。）の管理
- 五 前各号に定めるもののほか、委託業務に関する事項

3 注文者は、担当責任者を変更する場合には、請負人に対して通知するものとする。

第五条 注文者は、表記に定める委託業務の対価（以下「委託料」という。）を、表記に定める支払期日までに支払う。

2 請負人の責に帰すべき事由による場合を除く注文者の責めに帰することができない事由によって委託業務を完成することができなくなった場合において、請負人が既にした委託業務の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を委託業務の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて委託料を請求することができる。

3 注文者の責めに帰すべき事由によって委託業務の履行をすることができなくなったときは、別途、注文者と請負人が書面で合意をした場合を除き、請負人は、委託業務のうち未了の部分を含め委託料の全額を請求することができる。

4 注文者は、委託料の支払を怠ったときは、支払済みまで年十四・六パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第六条 注文者は、請負人が成果物を注文者に引き渡した日（その引渡

しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した日）から起算して七日以内に、成果物を検査しなければならない。なお、検査に要する費用は、注文者の負担とする。

2 注文者は、前項の規定による検査により、成果物はその種類のものとして通常有すべき性能若しくは注文者及び請負人が合意した仕様書その他の成果物の仕様を定義する書面において特に明示的に記載された性能を欠いていること又は数量の不足（以下これらの状態を「契約不適合」という。）を発見したときは、前項に規定する期間内に請負人に対してその旨を書面により通知しなければ、その契約不適合を理由とする履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。かかる書面による通知を、注文者が、前項に規定する期間内に行わない場合は、成果物は前項の検査に合格したものとみなす。

3 請負人は、第一項に規定する期間内に前項に規定する通知が到達したときに限り、注文者の請求により、相当の期間内に請負人が選択した方法で成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行うことによる履行の追完をするものとする。ただし、追完に過分の費用を要するときは、注文者は請負人に対して追完を請求することはできない。

4 履行の追完がされた成果物については、前三項の規定を準用する。

5 成果物に契約不適合（数量の不足を除く。以下この項及び第七項において同じ。）があることを直ちに発見することができない場合において、請負人が成果物を注文者に引き渡した日（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した日）から起算して三箇月以内に注文者がその契約不適合を発見したときは、同期間内に請負人に対してその旨を書面により通知しなければ、その契約不適合を理由とする履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。

6 第三項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第三項中「第一項に規定する期間内に前項に規定する通知が到達したとき」とあるのは「第五項に規定する期間内に同項に規定する通知が到達したとき」と読み替える。

7 注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた成果物の契約不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。

第七条 委託業務の履行によって成果物の所有権が原始的に発生する場合は、その所有権は委託業務が完成した時に請負人に帰属し、委託料全額が決済された時に注文者に移転する。

第八条 請負人が注文者に成果物を引き渡した場合において、その引渡しがあった時（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時）以後にその成果物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。この場合において、注文者は、委託料の支払を拒むことができない。

2 請負人が成果物の引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、注文者がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその成果物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

第九条 本契約の履行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下総称して「発明等」という。）に係る特許権その他の知的

財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含み、著作権は除く。）又はノウハウ等に関する権利は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。なお、請負人は、次条に定める守秘義務に違反しない範囲において委託業務遂行の過程で蓄積したアイデア、ノウハウ等に基づき第三者に対してサービスを提供できるものとする。

- 2 成果物に関する著作権（著作権法第二十七条及び第二十八条に規定する権利を含む。）は、注文者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、請負人に帰属するものとする。なお、請負人は、次条に定める守秘義務に違反しない範囲において、注文者が著作権を有する成果物を利用（有償無償を問わず請負人が成果物の利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化等して複製物を販売等することを含むものとする。）することができるものとする。
- 3 注文者は、成果物のうちプログラムの複製物については、著作権法第四十七条の三の規定に従って自ら電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、複製することができるものとする。

第十条 注文者及び請負人は、本契約に関して相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報のうち、相手方が当該情報を記載又は記録された媒体に「秘密」「Confidential」等秘密である旨を示す表示をして開示した情報及び口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後三十日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前の承諾なく、目的外の利用、必要最低限の分量を超えての複製及び第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

一 開示のときに既に公知の情報又は開示を受けた者が保有していた情報

二 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

三 秘密情報を利用せずに独自に開発した情報

四 開示の時点で既に公知であった情報、及び開示を受けた者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

五 相手方から開示を受けた日から五年が経過した情報

- 2 前項にかかわらず、注文者及び請負人は、秘密情報のうち、法令の定めに基づき開示すべき情報については、可能な範囲内で事前に相手方に対して書面により通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対して開示することができるものとする。

- 3 注文者及び請負人は、委託業務が終了したとき又は相手方が請求したときは、相手方の指示に従い、直ちに秘密情報が記載又は記録された媒体を返却し、廃棄し、又はその他の処置を行うものとする。

第十一条 請負人は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、委託業務の遂行に際して注文者より取扱いを委託された個人データ（法第2条第6項に規定する個人データをいう。以下同じ。）を第三者に漏洩してはならない。なお、注文者は、個人情報を請負人に提示する際にはその旨明示するものとする。また、注文者は、注文者の有する個人情報を請負人に提供する場合に、個人が特定できないよう加工した上で請負人に提供するよう努めるものとする。

- 2 請負人は、個人データの管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 3 請負人は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に注文者から書面による承諾を受けるものとする。

- 4 個人情報の提供及び返還等については、前条3項を準用する。

第十二条 注文者及び請負人は、自ら及び自らの株主、役員その他自ら

を実質的に支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、また、過去に反社会的勢力ではなかったことを表明し、保証する。

- 2 注文者及び請負人は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを保証する。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

- 3 注文者又は請負人が前二項の表明・保証に違反した場合、相手方は、第十三条の規定にかかわらず、何らの通知、催告等を要せず直ちに本契約を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができる。

- 4 第一項及び第二項の表明・保証に違反した注文者又は請負人は、前項に基づく解除によって自らに損害又は負担が生じても、相手方に対してその賠償を求めることはできない。

第十三条 注文者及び請負人は、本契約に関して、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律構成の如何にかかわらず、法律上又は本契約上相手方に対して損害賠償を請求することができる場合において、賠償する損害の範囲は相手方が直接の結果として現実には被った通常の損害（逸失利益、特別損害は含まないものとする。）に限るものとし、その賠償の累積総額は帰責事由の原因となった表記に定める委託料を上限とし、成果物の引渡し完了日、又は委託業務の終了確認日から6か月間が経過する前に相手方に対して不履行についての通知がなされなかった場合は行うことができない。

- 2 前条の規定の違反に基づく損害賠償の請求については、前項の上限及び時的制限を適用せず、同損害賠償の額も同項の累積総額に算入しないものとする。

第十四条 請負人は、注文者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知、催告等及び注文者に生じる損害の賠償を要せず直ちに本契約を解除することができる。

一 本契約に違反し、請負人からは正の催告を受けたにもかかわらず二週間以内に当該違反が是正されないとき。

二 行政庁から許認可等の取消処分、営業停止処分その他の不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）を受けたとき。

三 差押え、仮差押え若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

四 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを受け若しくは自ら申立てを行い、清算の開始原因が生じ、又は私的整理の手続に入ったとき。

五 自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手につき不渡処分を受け、又は支払停止若しくは支払不能に陥ったとき。

六 資本金若しくは準備金の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）、合併、会社分割、事業譲渡等又は解散の決議をしたとき。

七 信用状態が著しく悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

- 2 請負人が委託業務を完成した時以後は、注文者は、成果物に契約不適合があり、そのために本契約をした目的を達することができないときでなければ、本契約の解除をすることができない。

3 注文者が第一項各号のいずれかに該当した場合又は第十二条第一項及び第二項の表明・保証に違反した場合は、請負人から何らの通知、催告等がなくとも、委託料の支払債務その他の請負人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに請負人に対して弁済しなければならない。

第十五条 注文者及び請負人は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約に基づいて発生する権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、担保に供しその他一切の処分を行ってはならない。

第十六条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第十七条 本契約に規定のない事項が生じた場合、又は本契約の解釈について疑義が生じた場合、注文者及び請負人は、誠意をもって協議し、これを解決するよう努める。

<以下、余白>